

尼崎市

民間EVカーシェアの普及促進事業に係る プロポーザル参加事業者募集要領

令和5年 4月

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

本要領は、「民間 EV カーシェアの普及促進事業」の実施にあたり、事業者の募集及び選定に関し、必要な事項を定める。

1 事業目的

尼崎市では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指し、 令和3年6月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明した。

脱炭素社会を実現するためには、消費するエネルギーの削減や再生可能エネルギー等への 転換、ライフスタイルの変容が不可欠であり、自動車においては"ガソリン車から EV への転 換"や"車両台数の削減"を進めることが重要である。

本事業は、ガソリン車から EV への転換・シェアリングによる車両台数の削減等といった効果がある EV カーシェアの普及を促し、市内の運輸部門 CO2 排出量の削減を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業名

民間 EV カーシェアの普及促進事業

(2) 事業内容

「民間 EV カーシェアの普及促進事業に係る仕様書」のとおり

(3) 事業実施期間

協定締結日から令和8年3月31日まで

※令和5年6月以降の事業開始を予定

※令和8年4月1日以降の実施については別途協議

3 プロポーザル応募資格要件

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または、 名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者
 - ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する 書類)
 - イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び賃借対照表(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (2) 仕様書に定める業務について、単独で業務を遂行できる能力を有し、車両の急な故障時等の対応も含め、責任を持って速やかに対応できる体制を有する者であり、道路運送法に基づく自家用自動車有償貸渡業の許可を得ている者であること。

但し、単独で本業務が担えない場合であっても、適正に業務を遂行できる企業グループ (当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をい う。以下同じ。)として参加することは可能とする。その場合、参加表明書の提出時までに 企業グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、 企業グループの構成員は、他の企業グループの構成員となること、又は、単独で本プロポ ーザルに参加することはできない。

(3) 市との協議に柔軟に対応できる者

- (4) 国税、地方税等を完納している者
- (5) 次の事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事 再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされて いる者
 - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる 者がその経営に実質的に関与している者
 - (ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的と する団体
 - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - (ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう) の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を 推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)
 - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号) 第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある 団体
 - (カ) 破産者で復権を得ない者
 - (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない 事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 応募者の企画提案内容が、市が求める仕様を満たしていない場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

5 実施スケジュール(予定)

(1) 公募開始 令和5年4月20日(木曜日)

(6) 第一次審査(書面審査) 令和5年5月25日(木曜日)

(7) 第二次審査 (プレゼンテーション) 令和5年5月30日 (火曜日)

※日時、場所は追って連絡します。

(8) 選定結果通知、公表

令和5年6月5日(月曜日)

6 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和5年5月12日(金曜日)17時必着

イ 提出方法及び提出先

次の宛先に電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 受領確認

市は、参加表明書を受領した際、応募者あてに電子メールにて受領確認の通知を行う。

- 工 提出様式
 - (ア) 民間 EV カーシェアの普及促進事業に係るプロポーザル参加表明書(様式第1号)
 - (4) 企業グループ構成申請書(様式第2号) ※ 様式第2号は複数事業者で共同提案を行う提合のみ提
 - ※ 様式第2号は複数事業者で共同提案を行う場合のみ提出が必要
- (2) 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 質問受付期限

令和5年5月12日(金曜日)17時必着 ※期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

イ 質問の受付

質疑書(様式第3号)により、次の問い合わせ先に電子メールで送付すること。

【問い合わせ先】尼崎市経済環境局 環境部 環境創造課

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 質問への回答

原則として、質問があった日の翌々日(土曜日、日曜日、祝日を除く)に、市のホームページへの掲載により回答することとし、最終的には令和5年5月16日(火曜日)17時までに全ての質問に回答する。

(3) 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 民間 EV カーシェアの普及促進事業に係るプロポーザル企画提案書表紙(様式第4号)
- (イ) 企画提案書 ※様式は問わない

企画提案書はA4サイズ版(縦置き、横置きどちらでも可)とし、合計で20枚以内とする。また、仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに言及した上で、次のことについて記載すること。

① EV カーシェアサービスの実施内容

どのような車両・システム・手法を用いてカーシェアサービスを実施するか、また、 サービス利用者がどのような手続き・手順・料金で車両を利用できるかを記載するこ と。

② 事業開始までのスケジュール

事業開始までのスケジュールを記載すること。なお、スケジュールについては、EV の納車までに要する期間や充電器・デバイスの整備に必要な期間を十分考慮したうえで記載すること。

③ 事業実施体制

本事業推進のための体制、車両の不具合発生時の対応、カーシェアサービス利用者に対するカスタマーサポート等について記載すること。

④ 普及啓発や利用促進に向けた取組 EV 及び EV カーシェアの普及啓発・利用促進に向けた取組について記載すること。

⑤ 付帯事業等の提案

市にとって有益となる付帯事業等の提案があれば記載すること。

(例:旅行事業者やホテル・旅館事業者との共同事業や市が実施する他の事業との 連携事業等、観光振興、地域活性化、環境配慮、災害時のレジリエンス強化等に も資する取組)

(ウ) 会社概要及び業務実績書(様式第5号)

記載欄にある「同様の業務実績」には、「国や地方自治体との連携事業」の件名を記載すること。

イ 提出期限

令和5年5月22日(月曜日)17時必着

※持参により直接提出する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日9時~17時の時間帯に受け付ける。

※提案を辞退する場合は、提案辞退届(様式第6号)を期日までに提出すること。

ウ 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送(書留などの配達記録が残る方法によること)又は持参にて提出すること。なお、提出物は書類(サイズはA4版)にて提出すること。

【提出先】

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

工 提出部数

6(3) アの提出書類を9部(カラー)提出すること。

オ 書類作成・提出上の留意事項

受領後の企画提案書等の加除は、原則不可とする。

7 選定方法及び審査項目

(1) 選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査する。提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、本事業に最も適切な事業者を優先交渉権者として選定する。応募者が1者のみであった場合でも、公募は成立することとし、審査会が設定する基準を上回った場合は、優先交渉権者とする。

(2) 第1次審査(書類審査)

応募者が5者を超える場合は、第1次審査として書類審査を実施し、上位5者を選定する。

ア 実施予定日 令和5年5月25日(木曜日)

イ 審査

提出された企画提案書等を次の審査項目に基づき審査し、上位5者を第2次審査の対象とする。

- (ア) 事業実施者の実績等
- (イ) 事業実施体制の信頼性・安定性
- ウ 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査 (プレゼンテーション審査)

ア 日時及び場所

- (ア) 実施予定日 令和5年5月30日(火曜日)(詳細な時間は別途通知)
- (イ) 実施場所 尼崎市役所(詳細な場所は別途通知)
- (ウ) その他

プレゼンテーション審査の日時・場所については、市から応募者あてに電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーション審査への参加者は5名以内とし、質問に責任をもって回答できる者を含むこととする。プレゼンテーション審査時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

イ プレゼンテーション審査の内容

- (ア) プレゼンテーション審査は1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。
- (イ) 説明時間は15分以内とし、説明内容は企画提案書に基づくものとする。なお、追加資料の提出は認めない。
- (ウ) 質疑応答時間は15分程度とする。なお質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。
- (エ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、 スクリーン、プロジェクターについては市で準備する。
- ウ プレゼンテーション審査を欠席した場合

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則 として、優先交渉権者として選定しないものとする。

エ 審査の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を別表1の審査項目に基づき 審査し、合計点が最も高かった者を優先交渉権者として選定する。

審査項目は次のとおり。

- (ア) 事業実施者の実績等
- (イ) 事業内容の妥当性
- (ウ) 事業実施体制の信頼性・安定性
- (エ) その他

なお、合計得点が最も高い者が 2 者以上ある場合は、(7) \sim (x) の審査項目のうち(7) の得点が高い者を優先交渉権者とする。(7) の得点においても差がつかず、なお 2 者以上ある場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

オ 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に書面にて通知する。ただし、得点の内訳等審査内容については開示せず、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

8 協定の締結

優先交渉権者は市と本事業の内容に係る協議を行い、内容を確定させた上で本事業に関する協定を締結するものとする。但し、協議が整わないと市が判断した場合、協定の締結は行わない。

また、優先交渉権者に次の事態が生じたときは、審査時の合計得点が高かった者の順に協議を行い、協定締結の相手方を決定する。ただし、審査会が設定する基準に満たなかった者については優先交渉権者の対象外とする。

- (1) 協定の締結を辞退したとき
- (2) 協定締結時までに本要領に定める応募資格を欠いていることが判明したとき
- (3) 協定締結時までに本要領に定める失格の要件に該当していることが判明したとき
- (4) 協定締結に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (5) その他やむを得ない事情で協定の締結に至らなかったとき

9 その他

- (1) プロポーザルの応募に関する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、一つの提案のみとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、応募者に無断で使用しない。ただし、本審査の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において企画提案書等の複製、保存等を行う。

また、優先交渉権者の提案内容については、協議の上、概要を公開する。

- (5) 企画提案書等の提出後、審査により優先交渉権者が選定されるまでは、提案辞退届(様式 第6号)により参加辞退ができるものとする。
- (6) 優先交渉権者が協定締結後に応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務 状況の悪化等により事業が履行できないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく 損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、協定を解除することができ るものとする。

10 問い合わせ先

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課

担当:松木·小原

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館9階

電話番号:06-6489-6301 FAX番号:06-6489-6300

メールアドレス: ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ: https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/

別表1 審査項目

審査項目	審査の視点
事業実施者の実績等	① 当事業の目的を理解しているか、また、業務の実施にあたって、 誠意を持った対応が期待できるか
	② 過去に同様の事業を行った実績があるか
事業内容の妥当性	① 本事業で使用する EV の仕様を十分に満たしているか (外観、航続距離、走行性能、安全性能、環境性能 等に魅力があるか)
	② EV カーシェアステーション・サービスの仕様を十分に満たしているか (システムの利便性、操作性、使いやすさ等に魅力があるか)
事業実施体制の信頼性・安定性	① 本事業推進のための体制は適切か、役割や責任の所在がはっきり しているか
	② カーシェアサービスに供する車両について、不具合時の迅速な対応が 可能な体制ができているか
	③ カーシェアサービス利用者に対するサポートの体制ができているか、 また、加入する保険の内容は適切か
その他	① EV 及びカーシェアの普及啓発に関する効果的な手法や、カーシェア サービス利用促進のための広報に関する具体的な提案があるか
	② 市にとって有益な付帯事業等の提案があるか (旅行事業者やホテル・旅館事業者との共同事業や市が実施する他の事業との連携事業等、観光振興、地域活性化、環境配慮、災害時のレジリエンス強化等にも資する取組の提案があるか)
	③ 提案内容全体から、本事業への参加の意欲が強く感じられるか
	④ 事業開始時期は妥当か
	合計 100点 (審査員5人での採点につき、500点満点)

- ※ 事業者(企業グループで提案する場合は代表企業又は構成企業)が市内事業者である場合は、獲得した点数の合計の5%を、準市内事業者である場合は獲得した点数の合計の2.5%を加点する。
- ※ 環境マネジメントシステムの導入やその他、環境に配慮した取組を実施している事業者である場合は、取組内容に応じて獲得した点数の合計に1~5点を加点する。